

安全性未確認遺伝子組換え飼料に 関する今後のリスク管理措置

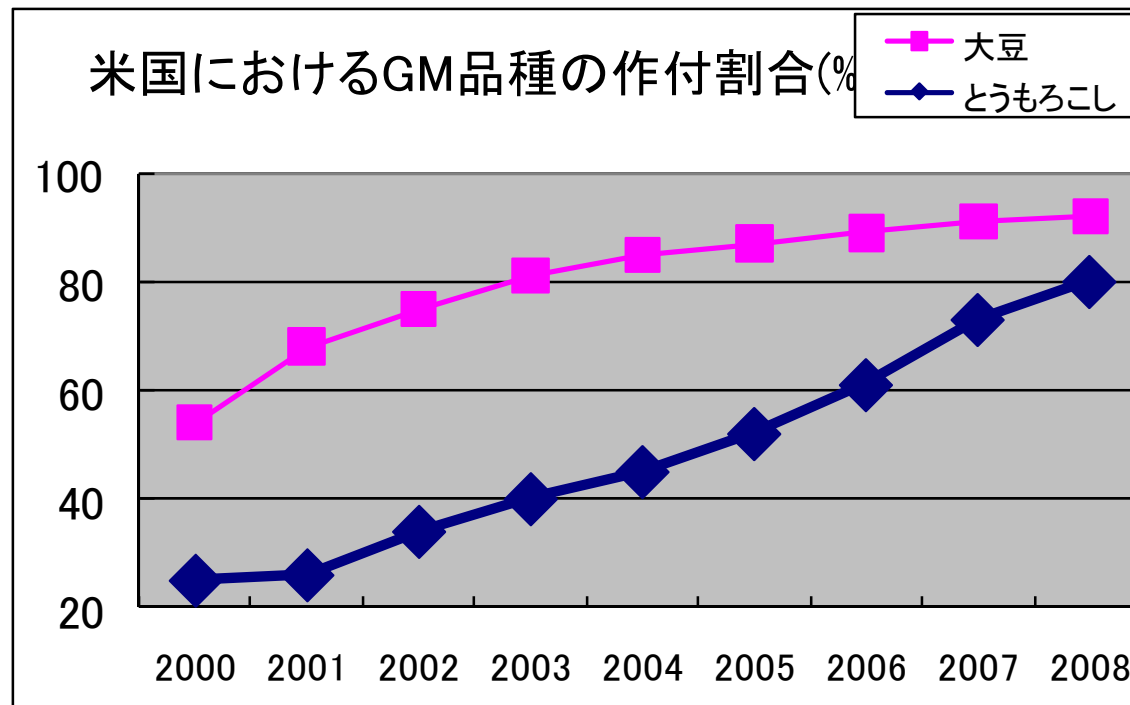
平成20年12月24日

農林水産省 消費安全局

畜水産安全管理課

遺伝子組換え作物の作付状況

- ◆ GM作物の栽培は、世界的に増加傾向
- ◆ 飼料原料の主たる輸出国である米国では、GM作物の割合がとうもろこし8割、大豆9割まで増加



安全性未確認GM飼料の微量混入問題

- ◆ GM作物の普及に伴い、安全性未確認のGM飼料の微量混入問題も発生
- ◆ 2008年2月のDAS32で3例目

【GM飼料の微量混入の事例】

2000年 スターリンク(とうもろこし)

2005年 Bt10(とうもろこし)

2008年 DAS32(とうもろこし)

安全性未確認GM飼料に関して 得られた主な知見

いずれの安全性未確認GM飼料についても、

1. 家畜の健康影響が懸念されるようなタンパク質を産生した事例、あるいは健康影響の報告はなし
2. 混入割合はさほど高くなく、かつ、その混入割合も経時的に大きく低下

GM飼料一般に関して得られた科学的知見

1. GM飼料に導入されたDNAやそれによって発現するたん白質は、家畜体内で分解される。
2. GM飼料を摂取した家畜由来の畜産物から、そのようなDNAやたん白質が検出されないことが、多くの試験で示されている。

(出典:「遺伝子組換え飼料を摂取した家畜の肉、乳、卵における組換えDNA及びたん白質の動態に関する欧州食品安全機関の科学的アドバイス」)

詳細は次のサイトを参照

http://www.s.affrc.go.jp/docs/anzenka/html/colum9/category_a/topics_080311b.htm

3. 当省で行った遺伝子組換えトウモロコシの家畜給与試験で、畜産物から給与された組換え体の遺伝子やたん白質が検出された事例はない。

安全性未確認GM飼料に起因して 安全上の問題が生じる可能性

これまでに得られている科学的知見から、混入が起きた三つの安全性未確認GM飼料によって、飼料としての安全上の問題（有害畜産物を生産、家畜等への健康被害）が生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

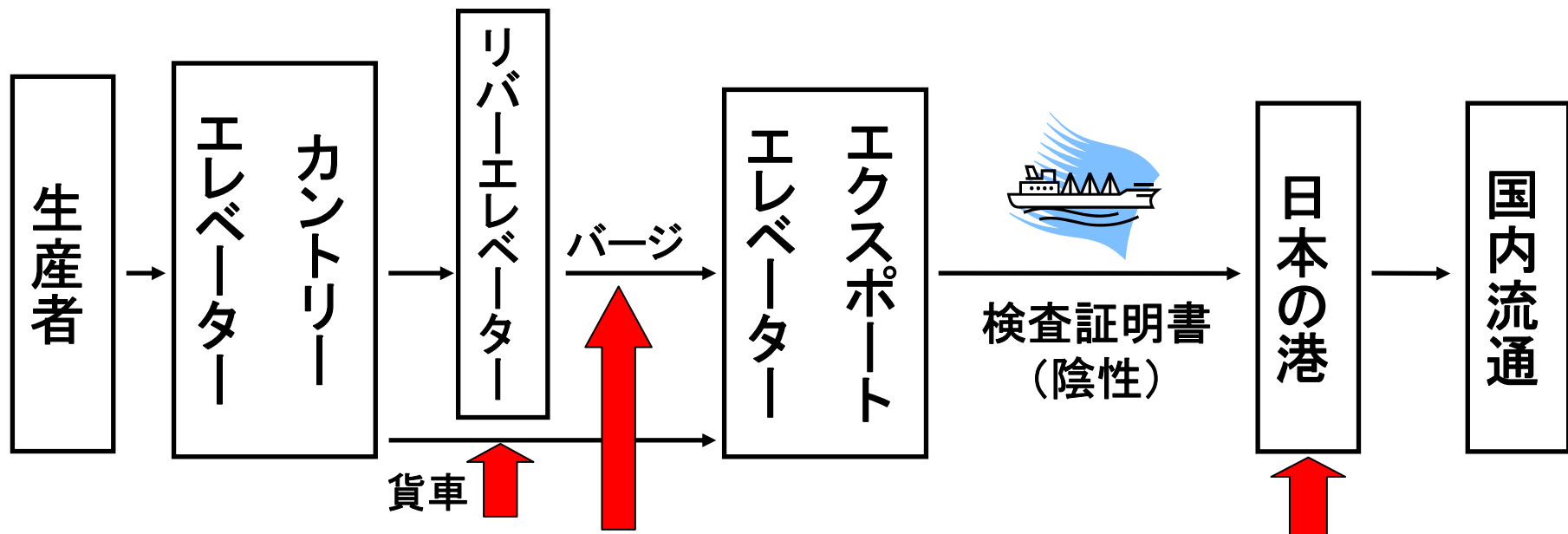
安全性未確認GM飼料に関する これまでのリスク管理措置

これまでのいずれの事例においても、

①米国における船積み前検査

②FAMICによる日本での水際検査

をあわせて実施



①米国における船積み前検査

②FAMICによる水際検査

今後のリスク管理措置 (バイテク企業の果たすべき役割)

- ◆ 微量混入問題が発生した際、バイテク企業や輸出入企業が連携して迅速に対応することが極めて重要
- ◆ バイテク情報普及会から、会員各社が微量混入の再発防止に関する取組みを実践していくとともに、仮に、問題が発生した場合には、
 - 国及び輸出入関係者への情報提供
 - 船積み前検査に必要な検査方法の整備
 - 微量混入を最小限にするための流通制限などの措置を実施するとの意思表示

今後のリスク管理措置 (輸出入企業の果たすべき役割)

- ◆ 輸出入関係団体であるJFTA(飼料輸出入協議会)とNAEGA(北米穀物輸出協会)は、問題が発生した際には船積み前検査を実施し、
 - 検出された荷は、日本へ輸出しない
 - 検出されなかった荷には、陰性証明書を添付等の措置を講じてきた
- ◆ 両団体は、今後も同様な混入問題が発生した場合に備えて、船積み前検査の迅速な実施に関するアクションプランを作成

今後のリスク管理措置（FAMICの検査）

- ◆ 米国において船積み前検査が行われ、陰性証明書が添付されている荷については、FAMICの検査を行わない（証明書なしは検査）
- ◆ ただし、船積み前検査の妥当性を担保するため、以下の要件を課す
 - ① ISO17025認定を受けていることやGLP（Good Laboratory Practice）に従うことなどによる精度管理体制の導入、国際的な技能試験への参加等によって信頼性を保証できる検査機関
 - ② コーデックスが勧告する方法に従って、できるだけ多くの検査機関が参加して妥当性を確認した検査方法
 - ③ 必要に応じて、当該検査機関とFAMICで同一試料を用いたクロスチェックを行い検査の同等性を確認

今後のリスク管理措置（船積み前検査）

- ◆ リスクが十分に低減したと認められる場合は、輸出国における船積み前検査を終了
- ◆ 検査終了に当たっては、以下の要件を課す
 - ① 当該遺伝子組換え作物の飼料としての安全上の問題（畜産物の安全性、家畜への健康被害等）に関する報告がない
 - ② 輸出国において、当該遺伝子組換え作物の日本向け輸出が抑制されるよう、当該遺伝子組換え作物が今後生産されないこと等の必要な措置が講じられている
 - ③ 船積み前検査の結果等から、陽性ロット中の混入割合が、
 - ・混入基準（1%）が適用されている作物はその基準を下回る
 - ・混入基準が適用されていない作物は、日本における検査方法の検出限界まで低下したと判断される